

令和2年 6月11日

町民のみなさんへ

せたな町長 高橋 貞光

町営住宅等の入居者募集について

標記について、次のとおり町営住宅等の入居者を募集いたしますので、入居を希望する方は、令和2年6月25日(木)までに申込みしてください。

1. 入居募集住宅

町営住宅

【北檜山区】

団地名	住宅番号	建設年度	住所	面積	型別	家賃の額
川沿団地	4-387(3階)	H9	北檜山135-41	76.53㎡	3LDK	24,500～36,400円
豊岡高台団地	B-33	S41	豊岡284-1	33.80㎡	2DK	2,900～4,300円

【大成区】

団地名	住宅番号	建設年度	住所	面積	型別	家賃の額
役場前A団地	41	H4	都357-4	64.62㎡	3LDK	15,400～23,000円
みやこの丘団地	10-105	H10	都435-1	64.17㎡	2LDK	18,700～27,900円
〃	10-202	〃	〃	64.17㎡	〃	18,700～27,900円
〃	11-101	H11	〃	64.17㎡	〃	18,700～27,900円
〃	11-102	H11	〃	64.17㎡	〃	18,700～27,900円
下宮野団地	190	H6	宮野175-2	63.21㎡	3LDK	14,500～21,600円

【瀬棚区】

団地名	住宅番号	建設年度	住所	面積	型別	家賃の額
あかしゃ団地	46-12	S46	本町580-4	45.44㎡	3DK	5,500～8,200円
〃	61-101	S61	本町601-15	62.19㎡	3LDK	14,600～21,800円
〃	61-202	〃	〃	62.19㎡	〃	14,600～21,800円
〃	03-202	H3	本町592-1	69.49㎡	〃	17,200～25,700円
〃	05-201	H5	〃	74.64㎡	〃	19,000～28,400円
夕陽が丘団地	10-201	H10	本町852-1	77.62㎡	〃	22,600～33,700円

町有住宅

【北檜山区】

名称	住宅番号	建設年度	住所	面積	型別	家賃の額
太櫓町有	町有-212	H9	太櫓373-11	59.20㎡	2LDK	9,300円

特定公共賃貸住宅

【大成区】

団地名	住宅番号	建設年度	住所	面積	型別	家賃の額
都いさりび団地	8-102	H8	都262	47.20㎡	1LDK	24,000～32,000円
〃	8-202	〃	〃	47.20㎡	1LDK	24,000～32,000円

□定住促進住宅

【北檜山区】

名称	住宅番号	建設年度	住所	面積	型別	家賃の額
コーポふとろ	2号室	H 16	太櫓205-4	81.81㎡	3LDK	45,000円

【瀬棚区】

名称	住宅番号	建設年度	住所	面積	型別	家賃の額
コーポこんびら	2号室	H 8	本町11-3	58.91㎡	2LDK	43,000円
コーポこんびら	3号室	H 8	本町11-3	59.91㎡	2LDK	43,000円

※募集住宅の設備・位置については、せたな町ホームページ (<http://www.town.setana.lg.jp/>)
及び役場・各総合支所の担当係に確認ください。

町営住宅家賃については、入居者の収入に応じて4段階になっています。

2. 入居資格

- (1) 住宅に困窮していることが明らかな方であること。
- (2) 町に住所を有する方、又は住所を有することとなる方であること。
- (3) 町税等の滞納がない方であること。
- (4) 家賃を支払う能力を有すると認められる方であること。
- (5) 入居収入基準を満たしている方であること。(下記参照)
- (6) 入居者又は同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に該当していないこと。
- (7) 3LDKは、世帯向け住宅とする。

3. 入居収入基準

入居者及び同居親族の令和元年分における所得額の合計から、各種控除(扶養1人38万円等)を引いた額を12で除した額が次の基準に該当すること。

【町営住宅】一般世帯 158,000円以下、障害者等世帯 214,000円以下であること。

【特定公共賃貸住宅】 158,000円以上 601,000円以下であること。

(※ 各種控除額の詳細については、役場・各総合支所の担当係に確認ください。)

4. 申込方法

役場又は、各総合支所に備える入居申込書に必要な事項を記載し、所得を証明する書類(令和元年分の源泉徴収票等)を添付の上、令和2年6月25日(木)までに申込みしてください。

申込先	・せたな町役場建設水道課住宅係	(Tel.0137-84-5111)
	・ 〃 大成総合支所建設水道係	(Tel.01398-4-5511)
	・ 〃 瀬棚総合支所建設水道係	(Tel.0137-87-3311)

5. その他

- (1) 申込みが重複した場合、町営住宅入居者選考委員会を開催し決定します。
- (2) 入居決定の際は連帯保証人(町内在住で町営住宅に入居していない町税等の滞納がない者)が1名と、家賃の2ヶ月分が敷金として必要になります。
- (3) 入居の決定等については文書にて通知いたします。

(建設水道課住宅係)

新型コロナウイルス感染症による中小企業等支援について (No.1)

令和2年 6月12日
せたな町長 高橋 貞光

新型コロナウイルス感染症流行拡大に伴い、中小企業等への各種支援策を国や北海道、せたな町におきまして実施しております。

つきましては、現在実施されている各種支援事業をお知らせいたしますので、手続き方法や不明な点などがありましたら下記対応窓口までお問い合わせください。

①資金繰り支援（利子及び保証料補給補助） 事業主体：国、北海道、せたな町

信用保証制度及び融資制度の両面から事業者の資金繰りを支援する。国、北海道及びせたな町の支援策により、実質、保証料ゼロ、金利ゼロとなります。（既往債借換も可能）

※売上前年同月比△20%以上、△15%以上、△5%以上の減少率で条件が異なります。

問い合わせ先：取引のある金融機関、役場まちづくり推進課、せたな商工会（会員）

②持続化給付金 事業主体：国

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者（ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少）にたいして、法人は200万円、個人事業主（フリーランス含む）100万円を上限に給付します。

問い合わせ先：役場まちづくり推進課、せたな商工会（会員）、せたな観光協会（会員）

③経営持続化臨時特別支援金 事業主体：北海道

5月16日～31日までの期間、北海道から休業等の要請を受けた事業者以外（スナック、バー、パブ以外の事業者）で、国の持続化給付金の対象となった事業者に対し、一律5万円の支援金を給付します。※「新北海道スタイル安全宣言」の取組を実践することが条件となります。

問い合わせ先：役場まちづくり推進課、せたな商工会（会員）、せたな観光協会（会員）

④感染リスク低減支援金 事業主体：せたな町 ※新規事業

北海道が提言する新しい生活様式「新北海道スタイル」を実践し、新型コロナウイルスの感染リスク低減に協力した町内の小売業、飲食業及びサービス業を営む事業者に対し、一律10万円の支援金を支給します。※せたな町休業要請協力支援金の受給者は対象外となります。

問い合わせ先：役場まちづくり推進課、せたな商工会（会員）

裏面に続きます

⑤雇用調整助成金（特例措置） 事業主体：国

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的な休業、職業訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。

特例措置：助成内容、対象の大幅な拡充、受給要件の緩和、活用のしやすさ など

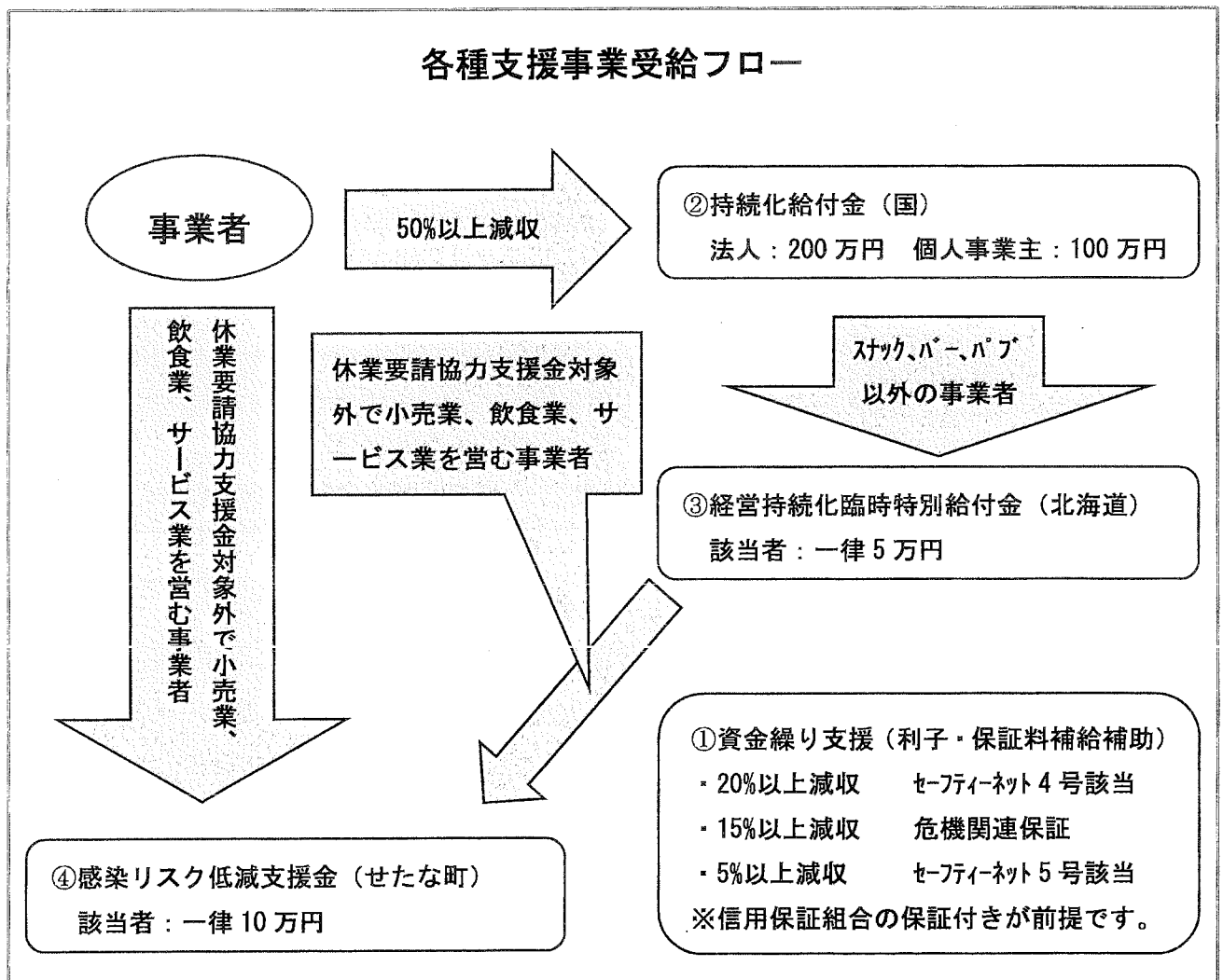
問い合わせ先：ハローワーク函館（0138-26-0735）申請には事前予約が必要です

⑥その他の支援

- ・ 国税及び地方税の納税猶予及び軽減措置（国、北海道、せたな町）
- ・ 家賃支援給付金（事業主体：国）※国の第2次補正予算による
- ・ 各種公共料金の納付猶予、国による生産性革命推進事業（コロナ関連特別枠補助金）

問い合わせ先：役場まちづくり推進課

各種支援事業受給フロー



問
い
合
せ
先

せたな町まちづくり推進課 商工労働観光係

TEL 0137-84-5111 FAX 0137-84-4657

せたな商工会 TEL 0137-84-5406 FAX 0137-84-4757

せたな観光協会 TEL 0137-84-6205 FAX 0137-83-8020

せたな町新型コロナウイルス感染症リスク低減支援金について

(小売業、飲食業、サービス業を営む事業者向け支援金)

令和2年 6月12日
せたな町長 高橋 貞光

北海道が提言する新しい生活様式「新北海道スタイル」を実践し、新型コロナウイルスの感染リスク低減に協力した町内の小売業、飲食業及びサービス業を営む事業者に対し、一律10万円の支援金を支給します。

※せたな町休業要請協力支援金の受給者は対象外となります。

記

1. 申請期間 令和2年6月15日(月)～8月31日(月)まで
2. 申請書類 ①申請書(様式第1号) ②誓約書(様式第2号) ③通帳の写し
④感染リスクを低減する自主的な取組が確認できるもの(写真等)
※新北海道スタイルの看板等を店内に掲示している写真や消毒液等を配置している写真など
⑤営業の実態が確認できるもの(申告書等)
⑥業種・業態が確認できるもの(営業許可証等、必要ない業種は不要)
⑦本人確認書類の写し(個人事業者のみ:運転免許証など)
3. 書類提出 ①②及び④(新北海道スタイル看板)は町のホームページでダウンロードするか、役場まちづくり推進課又はせたな商工会で配布します。また、せたな商工会の会員は様式1号のせたな商工会長の証明があると、⑤～⑦の書類を省略することができます。
4. その他 申請書の提出が困難な場合や不明な点、詳しい内容の確認などがありましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

せたな町まちづくり推進課 商工労働観光係

TEL 0137-84-5111 FAX 0137-84-4657

せたな商工会 TEL 0137-84-5406 FAX 0137-84-4757

各 位

せたな町長 高橋 貞光

町有物件の公売について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり行いますので、希望者は現品熟知のうえ参加されますようお願いさせていただきます。

記

1. 公売物件

公売 番号	物件名	物件内容	最低売却 価 格	保管場所	備 考
1	軽自動車 (貨物)	ダイハツ 軽トラック 型式：TE-S210P	9,000 円 (消費税含)	大成総合支所 駐車場	車両 平成 14 年式 ・ 走行距離 150,168 km ・ リサイクル料 納入済 ・ 車検満了日 令和 2 年 3 月 26 日
2	軽自動車 (貨物)	ダイハツ 軽トラック 型式：TE-S210P	9,000 円 (消費税含)	大成総合支所 駐車場	車両 平成 14 年式 ・ 走行距離 92,466 km ・ リサイクル料 納入済 ・ 車検満了日 令和 2 年 5 月 14 日

2. 公売の方法 入札による

- (1) 入札書に記載する金額は、契約希望金額（消費税含む）とします。
- (2) 入札書の様式は、町ホームページの「町政情報」―「公売入札」のページをご覧ください。
- (3) 代表者以外の方（社員や家族等）が来られる場合は、代表者の委任状も提出してください。
- (4) 暴力団関係者（せたな町暴力団排除条例 2 条第 1～3 号に定める者）は買受けることができません。

裏面へ続く

3. 公売物件の現状確認の日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年6月15日(月)～7月3日(金) 9時00分～16時00分
- (2) 場 所 久遠郡せたな町大成区都427番地
せたな町役場 大成総合支所駐車場 ※大成総合支所で受付

4. 公売(入札・開札)の日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年7月16日(木) 11時00分
- (2) 場 所 久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1
せたな町役場 第2委員会室(3階)

5. 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札開始30分前(令和2年7月16日10時30分)までに入札保証金を町が定める納付書により納付すること。(せたな町出納室窓口へ)
- (2) 入札保証金の額は、契約希望価格の100分の5以上の額とします。また、落札者が正当な理由なくして契約を締結しないときは、入札保証金はせたな町に帰属する。
- (3) 不落札の場合は返金となるので、会場での指示に従うこと。なお、落札者は契約額の一部に充てることができる。

6. 無効入札

- (1) 入札に関する条項に違反したとき。
- (2) 郵便による入札。

7. 契約締結及び売却代金の納入

- (1) 落札者は、落札決定後3日以内に契約を締結していただきます。
- (2) 売却代金は、契約締結から10日以内に納入していただきます。
- (3) 自動車損害賠償責任保険等は落札者において加入していただきます。

8. 物件の引渡し

- (1) 物件の引渡しは、令和2年7月17日(金)以降で、かつ売却代金の納入を確認した後とし、現地(現在の保管場所)引渡しとします。
- (2) 物件の落札者への引渡しは、現状引渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。
- (3) 物件の引渡し後、落札者は名義変更等を速やかに行い、自動車検査証等のコピーを提出していただきます。

【入札についての問い合わせ先】

せたな町役場財政課経理入札係
電話：0137-84-5111(内線1241)

【物件についての問い合わせ先】

せたな町役場大成総合支所
電話：01398-4-5111(内線2110)

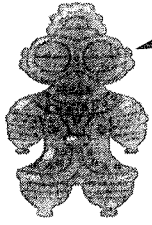
令和2年度特別展

続・せたな発掘ものがたり

～南川遺跡編～



- 会 期：令和2年6月12日(金)～令和2年7月26日(日)
※ 展示期間中の7月12日(日)の11：00～
13：00の間で展示解説を行います。
- 場 所：生涯学習センター1階企画展示室
- 観覧料：無料
- 内 容：町内で発掘された遺跡から、出土した約2,300年前の
土器や石器を展示します。詳しくは裏面をご覧ください。
※特別展・常設展の観覧のさいにはマスクの着用、咳エチ
ケットをお願いいたします。

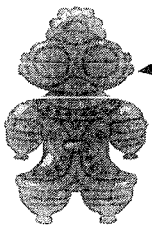


南川遺跡っていつの
遺跡なの??

既読

続縄文時代と言われる約
2,300年前の遺跡で、この時
代は北海道だけにある時代区分
なんだよ!!

既読



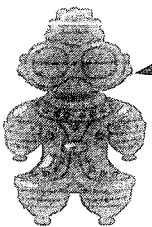
北海道だけの時代区分があったんだ
ね!!

ってか、発掘してどんなものが見つ
かったの??

既読

約2,300年前の家や火を焚いた跡、工房
の他に、石で作った道具や、土で作った
器などが見つかったよ!!

既読



そんなに沢山見つかってんだね!!

もしかして、今回そんな古い物が展示さ
れるってこと??

既読

既読

そうゆことだね!!



問い合わせ：TEL0137-84-5111

せたな町教育委員会社会教育係 学芸員 工藤大

せたな町立大成中学校 学校だより



大成中学校

■ 校 訓 ■

協同・自主

～共に力を合わせながら行動し

自分らしさを発揮する～

令和2年5月29日発行 第2号

電話 01398-4-5047

発行責任者 清水 勝也

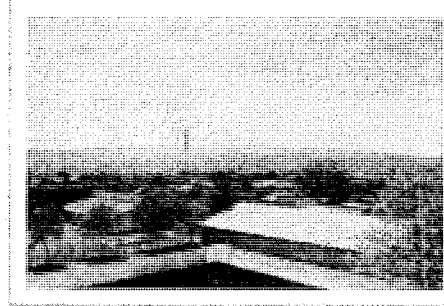
FAX 01398-4-2023

『凡事徹底：当たり前のことを徹底して』

大成中学校 再始動！

校長 清水 勝也

例年ですとこの時期の学校だよりでは、子どもたちや職員の運動会への取組に関する私の思いをお伝えするのですが、ご存じのとおり、大成区に於ける小中合同運動会の「6月7日開催」は無くなりました。義務教育9カ年の子どもたちの活躍を見ることや保護者の皆様との交流を非常に楽しみにしていた私にとって、大変残念な思いがいたします。今後は、この大行事の今年度の在り方を検討していく必要がありますし、場合によってはご意見をいただくことになるかもしれません。



そのような中、6月を迎えるに当たって若干の朗報がございます。保護者の皆様には既にお知らせしていますが、6月1日（月）より通常の課業となります。6時間授業・給食の配食・部活動を含めた放課後活動への取組等、子どもたちが当たり前に行ってきた諸活動がようやく日常化されるのです。この休校期間中、ご家庭におかれては気苦労がたえなかったのではないのでしょうか。子どもたちへの指導、様々な面での見取り等をしていただきましたことに改めて感謝申し上げます。



さて、学校再開に当たって、私は次のことを肝に銘じていこうと考えております。決して特別なことではございません。「**凡事徹底：当たり前のことを徹底して行うこと**」です。○これだけの休校期間があると年度内に学習を履修しきることが困難なのではないか。

○今後、様々な学校の行事や取組はどうなっていくのだろうか。延期なのか中止なのか…。

保護者の方々にとって色々な心配事が生じるのは当然のことと理解しております。私たち教職員も子どもたちにとって何が最善なのかを日々模索しております。だからこそ「凡事徹底」目の前にある課題にしっかりと向き合い、その解決に向けた英知を集め、浮き足立たず地に足を付け、教育活動を行うことが肝要と考えます。それが今、我々のできる最大の「施し」なのです。場面・場合によっては保護者や地域の方々のお力添えを願うこともあります。その際には、一肌も二肌も脱いでくださることをお願い申し上げます。

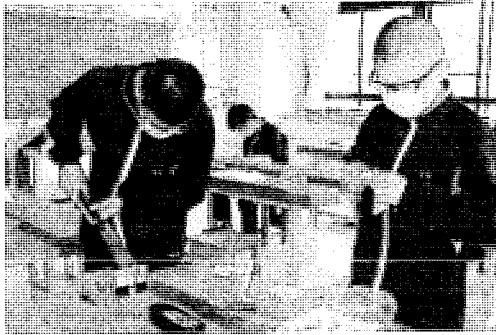
6月以降の動静を鑑みると、現時点では今後の指針等を明確にお伝えしきることは不可能ですが、対応策を練っている最中です。温かく寛大なお心で本校の歩みを見取っていただければ幸いです。

大成中学校 再始動します。

***** 登校日から*****

4月19日(月)から2回目の臨時休校が始まりました。全国的な自粛の中、檜山管内もすべての町で休校となり、数回の分散登校から、週3回への登校となりました。

生徒の声が聞こえない学校は、静まり返っており、寂しい限りです。登校日には全員が顔をそろえ、午前授業ですが、学校で過ごしているみんなの様子を見ると、やはり学校は生徒がいてこそとの思いを再確認したしいです。



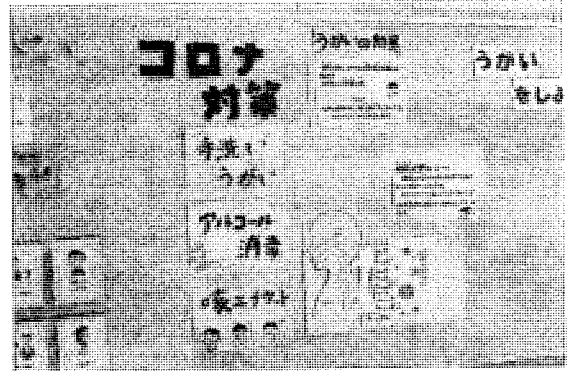
6月1日(月)からは、休校が終わり、通常通りの登校となります。授業も6時間となり、部活動も再開します。まだまだ予断は許さない状況ですが、少しずつ進んでいくこととなります。まずは1日学校にいるというリズムを取り戻すため、家での過ごし方を切り替え、“休校モード”から“通常モード”にしてほしいと思います。

🌸 授業を進めるにあたって 🌸

6月1日より6時間授業、部活動ありですすべての活動が再開されます。大成中学校では以下のことに注意をし、活動していきます。

- マスクの着用(体育以外の授業・給食準備)
- ソーシャルディスタンス(机・整列時)
- 休み時間ごとの換気
- 手指消毒
- 放課後の消毒作業

残念ながら今年度は、中体連の中止など、いつもの年とは違う形での学校生活となってしまいますが、今後、「第3波」を出さないよう、自分たちでできることはしっかりとやっていくようにしていきたいものです。



コロナに負けない!

☆ 6月行事予定 ☆

日	曜	行事予定	日	曜	行事予定	日	曜	行事予定
1	月	授業開始、部活動開始	11	木	尿検査1次	21	日	
2	火		12	金		22	月	
3	水		13	土		23	火	
4	木		14	日		24	水	避難訓練
5	金		15	月		25	木	
6	土		16	火	眼科検診	26	金	
7	日		17	水	職員会議	27	土	
8	月	全校集会 色覚検査(1年生)	18	木		28	日	
9	火	色覚検査(1年生)	19	金		29	月	学級執行部
10	水		20	土		30	火	専門委員会 評議員会

6月の行事は少ないです。生活・学習のリズムを整えましょう!

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



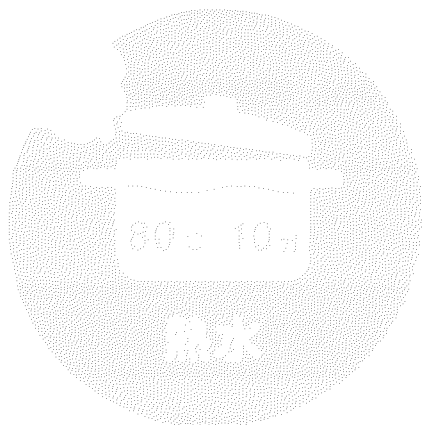
手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ	1回	約0.01% (数百個)
	2回繰り返す	約0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。

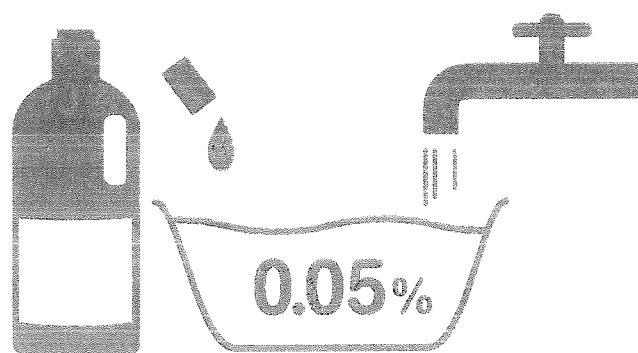


濃度0.05%に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、フリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



- 【使用時の注意】
- ・換気をしてください。
 - ・家事用手袋を着用してください。
 - ・他の薬品と混ぜないでください。
 - ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

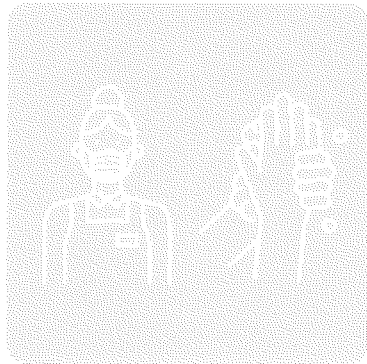
メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯) [*] <small>*次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品 10ml (商品 付属のキャップ1/2杯) が目安です。</small>
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

(プライベートブランド)

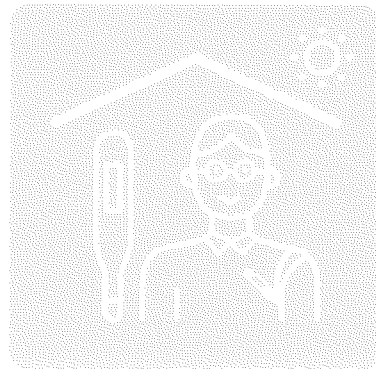
ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
西友/サニー/ リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水1Lに本商品 12mL (商品付属のキャップ1/2杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

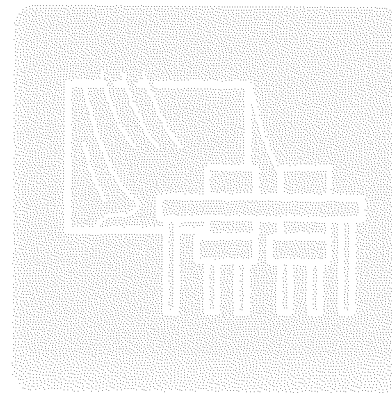
事業者の皆様へ「7つのポイント」を徹底するためのお願い



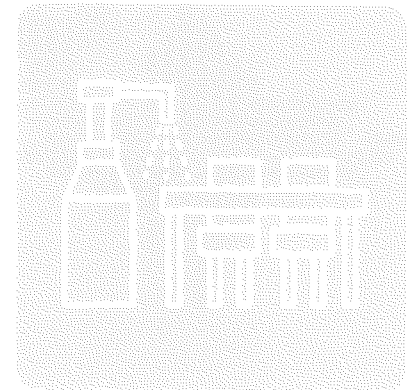
マスク着用・
手洗いを徹底します



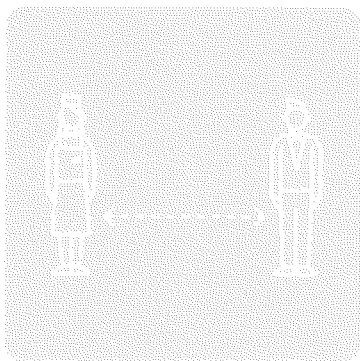
健康管理を
徹底します



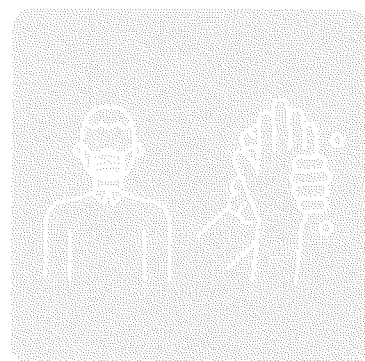
こまめに換気します



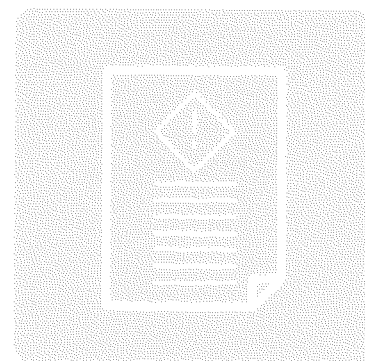
消毒・洗浄します



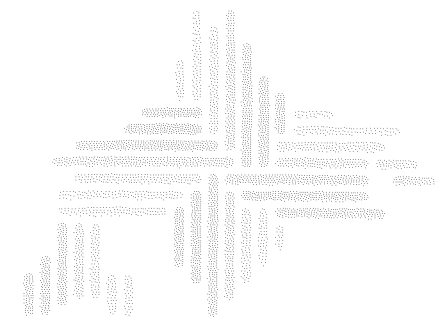
一定の距離を
とっています



お客さまへ咳エチケット・
手洗いをお願いします



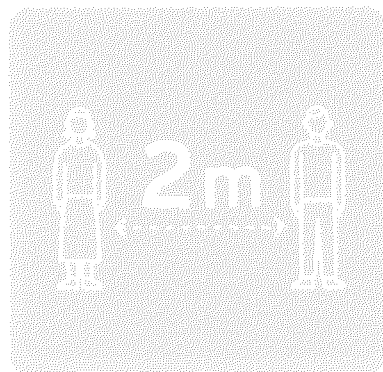
取組を
お知らせします



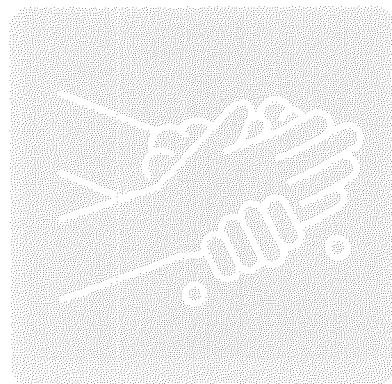
北海道スタイル

「北海道スタイル」はじめよう。

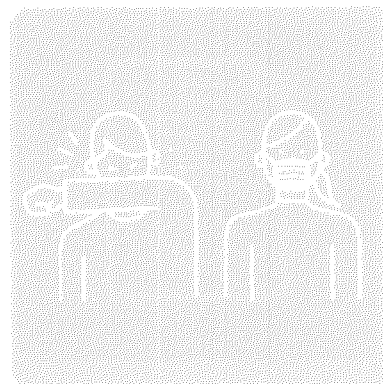
道民の皆さまへ「新しい生活様式」の実践をお願いします



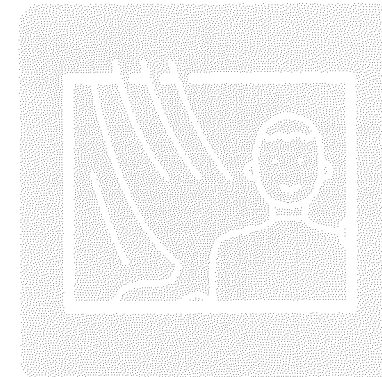
いまは、
きよりをとって



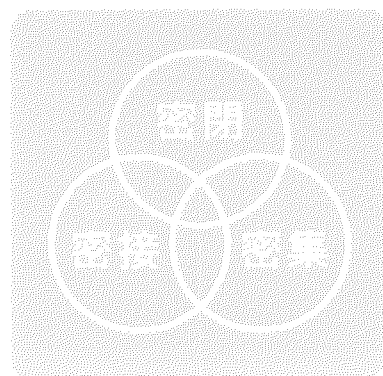
手を洗おう



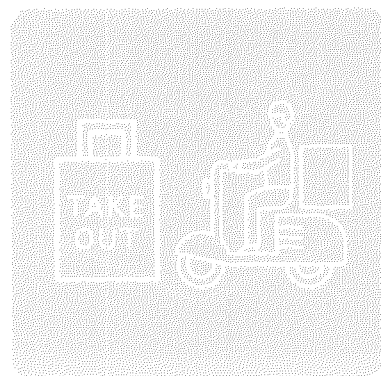
咳エチケット



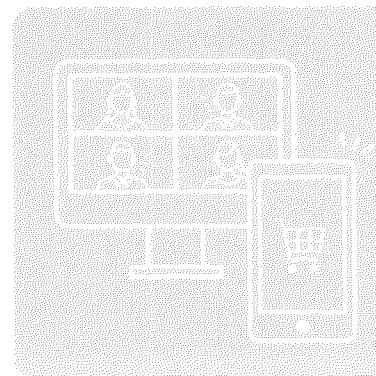
換気をしよう



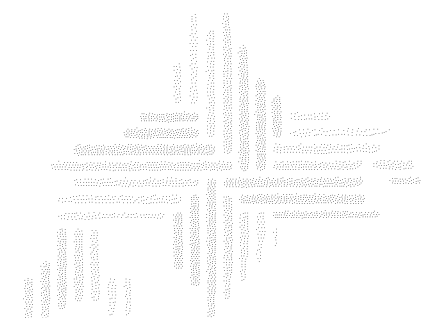
3つの「密」を
さげよう



テイクアウトや
デリバリーも



オンラインを
上手に使おう



新北海道スタイル

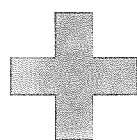
わたしにも、
できることがある。



日本赤十字社はみなさまの寄付に支えられています。

今年度も赤十字の
活動資金にご協力をお願いいたします。

令和 **2** 年度



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

北海道支部

あなたが支える赤十字の活動

令和2年度 活動資金の使い道

予算額：3億8,672万4,000円

災害救護活動

災害発生時に、いち早く医療救護活動を行うために救護班を派遣するとともに、避難所への救援物資の配布、被災された方々のこころのケアを行います。あわせて義援金を受け付け、行政の配分委員会を通じて被災された方々へ全額お送りしています。災害に備え、日頃から研修・訓練を行い、さらに救援物資の備蓄、救護資器材の整備を行っています。



〈 北海道胆振東部地震災害における日本赤十字社の活動実績 〉



救護班
43班 (延べ300人)
※日本赤十字社DMATの活動(10班)含まず

現地災対本部要員
延べ38人

こころのケア班
29班 (延べ90人)

活動した
赤十字ボランティア
702人

毛布配布数
1,440枚

緊急セット配布数
510セット

安眠セット配布数
1,924セット

弾性ストッキング
配布数
200セット

国際活動

紛争や自然災害、病気などで苦しむ世界中の人びとを救うため、192の国と地域に広がるネットワークを生かした活動を続けています。



救急法などの普及

AED（自動体外式除細動器）の使い方や高齢者支援に役立つ介護技術、子どもの事故防止と応急手当など、各種講習を行っています。



赤十字ボランティア

赤十字の活動は、世界中の約1,100万人以上、日本では約122万人のボランティアによって支えられています。



青少年赤十字

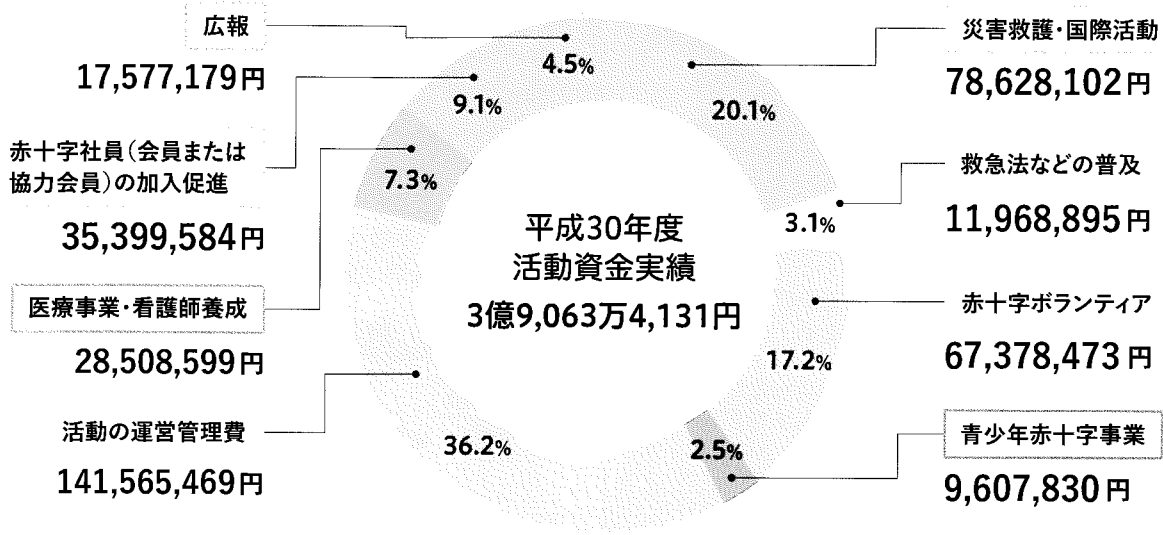
「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」を目標として子どもたちが自分で「気づき、考え、実行する」力を育てています。



皆さまが日本赤十字社北海道支部へお寄せくださるご支援が、国内外で苦しんでいる人びとへのサポートを可能にし、ボランティアの育成や未来を担う青少年の学びの機会などを創っています。



みなさまからいただいた活動資金は以下のとおり活用いたしました。



令和元年度の活用内訳は、令和2年6月頃に確定次第、広報誌等を通じて報告いたします。

〈活動の運営管理とは…〉

赤十字はボランティアが中心となって活動していますが、事業が円滑に進むよう専任の職員がボランティアとの調整や救援物資・資材の調達、訓練や講習会などを始めとする事業の企画・立案・調整・報告などを行っています。運営管理費には、これら職員の人件費を始め、社屋の維持管理費・諸税などが含まれています。

みなさまの寄付でできること

¥2,000 ▶ 安眠セット (1人分)

たとえば 2,000円のご寄付で…

被災者の方に避難所で少しでも快適にお過ごしいただくために、キャンピングマット、枕、アイマスクなどをセットにした「安眠セット」1人分を届けられます。



¥5,000 ▶ 小児用シロップ薬 (250人分)

たとえば 5,000円のご寄付で…

日本では簡単に完治するような風邪の症状で、多くの子どもがいのちを落としている国や地域に「小児用シロップ薬」250人分を届けて尊い命を救えます。



¥10,000 ▶ 緊急セット (3世帯12人分)

たとえば 10,000円のご寄付で…

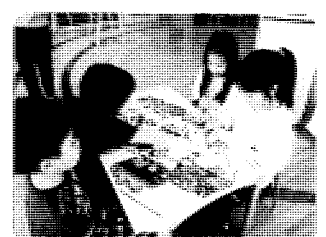
災害発生直後からの避難所生活時に必要となるものが一式収納された「緊急セット」3セット(3世帯12人分)を届けられます。



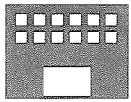
¥20,000 ▶ 防災教材 (32冊)

たとえば 20,000円のご寄付で…

未来を担う子どもたちに、主体的に防災について学べ、知識と行動力を身につけることができる防災教材「まるいいのちひろめるぼうさい」32冊を届けられます。

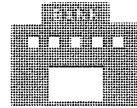


町内会・自治会を通じて、寄付をお願いしています。
 この他に以下の方法で寄付を受け付けています。



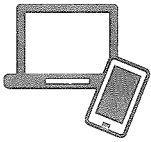
1. お近くの窓口で※

※北海道支部または市区役所、町村役場などの赤十字窓口



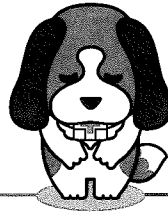
2. お振込みで

北洋銀行、北海道銀行、郵便局の窓口でお振込みできます。専用の振込用紙がございます。



3. インターネットで

口座振替やクレジットカードでの月々の継続寄付などをお選びいただくことが可能です。



詳しくはホームページでご案内しています。



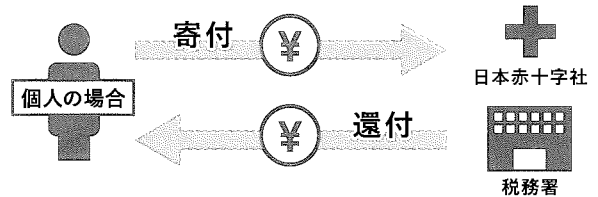
遺言や亡くなられた方の意思を尊重して

尊いご意思に応えるために、遺贈（遺言によるご寄付）、相続財産等のご寄付を承っております。

遺贈による寄付	遺言により、相続人以外の財産の受取人として、日本赤十字社を指定できます。
相続財産の寄付	相続税の申告期限内にご寄付いただいた財産は非課税となる優遇措置があります。
香典返しの寄付	香典返しをする代わりに、「個人の遺志を社会のために活かしたい」というご遺族が増えています。

税制上の優遇措置

日本赤十字社へのご寄付は確定申告することで個人の所得税や、企業の法人税の控除を受けられます。



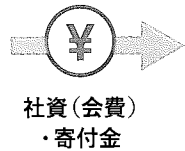
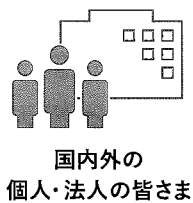
所得控除の計算式

$$A. \text{年間所得額} - B. (\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) = C. \text{所得税課税対象額}$$

※ただし、Bは、Aの40%が上限となります。

「活動資金」と「義援金」の違い

活動資金

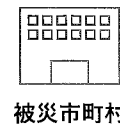
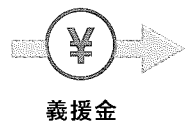
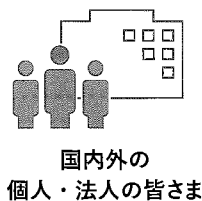


災害救護活動など
日本赤十字社の
人道的活動



災害時は医療支援、こころのケア、毛布などの救援物資の配布などを、平時は救急法の講習普及、ボランティアや青少年赤十字の育成などに役立てられます。

義援金



各被災都道府県ごとに設置。義援金配分委員会を通じて全額被災者のみなさまへ現金で渡されます。